

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の策定概要

1 琵琶湖保全再生計画の策定について

平成 27 年 9 月 28 日に公布・施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、国において平成 28 年 4 月 21 日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が定められた。

これを受け、県では、県環境審議会や県議会での議論はもとより、国や市町、関係府県、住民や関係団体など多様な主体の皆さま方との幅広い意見交換などを踏まえ、琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）を策定する。

（法第 3 条第 1 項）

滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）を定めることができる。

2 計画で定める事項（法第 3 条第 2 項）

法第 3 条第 2 項の規定のとおり（資料 1 参照）

3 計画の策定体制と必要な手続き

（1）滋賀県琵琶湖保全再生推進本部における庁内調整

庁内調整については、琵琶湖保全再生推進本部において行う。また、具体的な検討については、推進本部幹事会議およびワーキンググループにおいて行う。

（2）県議会への説明・報告

県議会へ計画の策定状況等を報告・説明

（3）滋賀県環境審議会琵琶湖総合保全部会での審議

滋賀県環境審議会に諮問し、その答申を基に計画原案を作成

（4）関係地方公共団体への意見聴取

法第 3 条第 4 項に基づき県内市町や関係府県市の意見を聴くほか、検討過程において、意見交換等を随時実施

（5）住民、NPO、関係団体、事業者等の意見反映

法第 3 条第 4 項に基づき県民政策コメントを実施するほか、検討過程において、意見交換等を随時実施

（6）主務大臣への協議

法第 3 条第 4 項に基づき主務大臣に協議するほか、検討過程において主務省庁と協議・調整を随時実施

4 策定の時期

今年度中の策定を目途に進める。

5 これまでの経緯

- ・ 平成 27 年 9 月 16 日 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」成立
- ・ 平成 27 年 9 月 28 日 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」公布、施行
- ・ 平成 28 年 2 月 18 日～3 月 2 日
「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」に係るパブリックコメント
- ・ 平成 28 年 4 月 21 日 「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」策定